

## 社会福祉法人あゆみ会 役員等の報酬並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみ会（以下「この法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等（理事、監事、評議員、評議員選任解任委員）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称いかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(3) 常勤役員等とは 役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(4) 非常勤役員等とは 役員等のうち、常勤役員等以外の者をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

3 当法人の理事に対する報酬等は各年度の総額が3,000万円を超えない範囲とする。ただし、退職手当を除く。

4 当法人の監事に対する報酬等は各年度の総額が100万円を超えない範囲とする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 賞与については、別表第2に定める額

(3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額

(4) 通勤手当については、職員給与規定第13条の規定に準ずる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定め

るものとする。

(1) 報酬については、別表第4に定める額

(2) 非常勤役員等が理事会等へ出席したとき、また職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月26日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規定18条に準ずる。

(2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(適応除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(費用)

第10条 法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める

報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第12条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月28日 定時評議員会議決後より施行する。

この規程は、令和5年6月27日 定時評議員会議決後より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額の上限
理事長	月額 1,000,000円

別表2（常勤役員等の賞与）

7月の賞与	報酬月額×2か月分
12月の賞与	報酬月額×2か月分

別表3（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数×2
---------------

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表4（非常勤役員等の報酬）

## （1）評議員

	日額(源泉所得税控除後)
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

## （2）理事

	日額(源泉所得税控除後)
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

## （3）監事

	日額(源泉所得税控除後)
監事監査等への出席	10,000円
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

※会計監査監事はこの限りではない。

## （4）会計監査監事

	月額
会計監査監事	40,000円

## （5）評議員選任・解任委員

	日額(源泉所得税控除後)
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円

